

現職教育資料

^	はじめに……………	1
第	1 盲・聾・養護学校の教育の歴史と交流教育…	1
439	2 交流教育の推進……………	1
号	3 交流教育の新たな展開……………	3
v	おわりに……………	4

盲・聾・養護学校における交流教育の推進について

はじめに

障害のある児童生徒に対しては、その障害の状態や発達段階、特性等に応じて適切な教育環境を整えその可能性を最大限に伸ばし、可能な限り社会に参加する人間に育てるため、特別な配慮のもとに適切な教育を行う必要があります。

障害の程度が比較的重い子供は盲・聾・養護学校で、軽い子供は小学校や中学校の特殊学級又は通常の学級で学習しています。平成10年5月1日現在本県では県立盲・聾・養護学校14校で、1609人、小・中学校の特殊学級では、1034人の児童生徒が教育を受けています。

盲・聾・養護学校で学ぶ子供たちには、障害の状態等に応じた専門的な教育を行うとともに、小・中・高等学校の児童生徒や地域社会の人々と共に活動し、お互いの理解を深めていく交流教育を行う必要があります。

交流教育は、障害のある子供たちの経験を広め、社会性を育成するとともに、障害のない子供たちの豊かな人間関係を形成する上で重要な活動であると言えます。また、学校が様々な活動を通して、地域社会の多くの人々とふれあうことは、障害のある児童生徒等とその教育に対する理解啓発のための大切な機会となります。

ここでは、本県が重要な施策の一つとして推進している、「交流教育」の歴史的背景、趣旨や実施状況、今後の課題等を紹介し、その望ましい在り方について、共に考えていきたいと思います。

1 盲・聾・養護学校の教育の歴史と交流教育

我が国の障害のある子供の教育については、明治から大正にかけて、視覚障害、聴覚障害に関する教育制度が整備され、盲・聾学校が各県に設置されて

いき、教育の場が確保されるようになりました。一方、知的障害や肢体不自由等の障害のある子供への教育も、昭和22年の学校教育法の制定により、学校教育の一環をなすものと位置付けられました。

しかしながら、養護学校教育は義務とされていなかったために、学校設置はなかなか進みませんでした。この後、養護学校増設の財政的措置がとられ、昭和54年になって初めて、養護学校教育が義務制となりました。どんなに障害が重く、重複していても教育の機会を準備することができるようになりました。

盲・聾・養護学校が整備されることによって、障害のある子供は、障害の状態等に応じた専門的な教育を受けられるようになりました。しかし、逆に地域の小・中学生、高校生との交流の機会は相互に減少するという、分離した教育形態からの問題も生じます。そこで、昭和54年には、養護学校教育の義務制施行と同時に、もう一つの注目すべき行政施策が実施されました。それが「**障害者理解の教育**」と「**交流教育の推進**」です。

これ以後、交流教育は、すべての盲・聾・養護学校で展開されることになりました。

2 交流教育の推進

これらの意義を踏まえて推進してきた交流教育の事業は、その目的や内容から、これまでの経過を次の二つに分けて考えることができます。

- a 小・中学校と盲・聾・養護学校との交流を行う障害児理解推進校の事業 [学校間の交流活動]
- b 盲・聾・養護学校とその学校周辺の地域社会との交流を行う交流活動地域推進の事業

1 学校間の交流による障害児理解推進

本県においては、昭和54年に県立聾学校を相手

校として、宇都宮市立戸祭小学校と宇都宮市立星が丘中学校が初めて文部省の指定を受けました。以来平成8年度までの間に、延べ9校の小学校、8校の中学校が指定校として、17校の盲・聾・養護学校が相手校として、理解推進のための交流教育の在り方について、実践的な研究を行ってきました。研究指定の状況は以下のとおりです。

実施校一覧

年度	指 定 校	相 手 校
昭和 54～55	戸祭小学校 星が丘中学校	聾学校 聾学校
昭和 56～57	城山西小学校 城山中学校	盲学校 盲学校
昭和 58～59	七井小学校 七井中学校	益子養護学校 益子養護学校
昭和 60～61	荒川小学校 栗原中学校	南那須養護学校 今市養護学校
昭和 62～63	共英小学校 毛野中学校	那須養護学校 足利養護学校
平成 元～2	岡本西小学校 桑中学校	岡本養護学校 国分寺養護学校
平成 3～4	北郷小学校 晃陽中学校	足利中央養護学校 富屋養護学校
平成 5～6	細谷小学校 皆川中学校	若草養護学校 栃木養護学校
平成 7～8	晃宝小学校 (中学校、実施なし)	野沢養護学校

また、県単の事業としては、昭和56年から、すべての県立盲・聾・養護学校で「交流教育の推進」を実施しました。小・中・高等学校の児童生徒と交流学習発表会や各種の行事等を共にを行い現在まで継続・拡充して実施されています。

学校間交流実施状況(昭和55年度)

- 戸祭小と聾学校との間で行われた主な活動 -

教科・領域等	内 容
学校行事	・ 写生会(学年別、公園や神社等) ・ 小運動会(学年別に種目参加) ・ 作文発表会(言葉と手指法併用) ・ 手話教室 4～6年
学級会	・ 「どうぞよろしく」 4年
体 育	・ 「ころがしドッジボール」 1年
図画工作	・ 「大きなはこであそぼう」 2年
家 庭	・ 「衛生的な下着」 5年

学校間交流の現状(平成9年度)

現在、盲・聾・養護学校と小・中・高等学校

等で行われている学校間交流の相手校及び主な内容は次の通りです。

《盲学校》	みさお幼稚園、城山西小、南摩中、城山中、宇北高、宇中女高、鹿高、塩高、佐女高、足南高 ・ 音楽鑑賞会、点字絵本贈呈式、学習発表会
《聾学校》	宝木保育園、戸祭小、細谷小、星が丘中、南摩中、宇高、宇中女高、鹿商工高、小城高、作新学院 ・ お菓子作り、手指法教室、インディアカ
《野沢養護》	晃宝小、宝木中、宇高、白楊高、黒羽高 ・ 一日学習交流、ちぎり絵共同製作
《若草養護》	細谷小、陽西中、宇短大附中 ・ 車椅子体験学習、弁論大会、魚釣り大会
《富屋養護》	富屋小、晃陽中、宇中女高、宇高、北陵高、宇工高 ・ 田植え、もちつき、ダンス、豆まき、
《岡本養護》	岡本西小、古里中、河内中、塩高 ・ 音楽教室、クラブ活動交流、学校祭
《今市養護》	小百小、今二小、鹿沼北小、東原中、三依中、今高、今工高、日高 ・ さつまいも苗植え、七夕祭り、雪遊び
《国分寺養護》	羽川小、国東小、桑中、北桜高、石高 ・ 校内ウォークラリー、合同作品作り
《栃木養護》	皆川城東小、皆川中、栃農高、栃工高、壬高 ・ ミニミニ運動会、カレー作り、作業交流
《足利養護》	毛野小、毛野中、足工高 ・ クラス交流、お菓子作り、文化祭
《足利中央養護》	北郷小、大月小、足北中、足女高、足工高 ・ 仲良く遊ぼう、校内宿泊、バーベキュー
《益子養護》	七井小、益子小、七井中、逆川中、北陵高、茂高 ・ 吹奏楽交流、クリーン活動、調理実習
《那須養護》	東小、大山小、西那須野中、大高、黒羽高、黒南高 ・ 七夕交流、もちつき、パターカーリング
《南那須養護》	荒川小、江川小、小川南小、小口小、下江川中、馬高、茂高、烏高、烏女高 ・ いもほり、金魚のつかみどり、学習発表会

学校間交流の成果と課題

交流を重ねてきた小学校、中学校等の児童生徒の多くは、障害のある児童生徒と一緒に勉強したり遊んだりしながら、自分と同じ感情をもつ友達

であることに気づき、自然なかかわりができるようになってきました。

また、すべての児童生徒が、同じように障害のある子供に対する理解が進むものではないことも分かってきました。障害のある子供に対して、「へんな子」「自分とは違う子」と受けとめている児童生徒がいることも事実です。障害児とのかかわりをもちはじめた初期の頃の戸惑いや驚きを、教師はしっかりと受け止め、適切に支援していく必要があると思います。

2 「交流活動地域推進校」事業

学校間の交流教育が充実し、多様な交流活動が展開されるようになると、小・中学校の保護者や周辺地域の人々の障害児への関心も高まって、盲・聾・養護学校と地域社会の人々との交流活動も活発に行われるようになり、「心身障害児交流活動推進校」へと施策の拡充が図られました。

本県では、これまで実施してきた「交流教育の推進」の事業に加えて、平成8年度からは「交流活動地域推進」事業を進めております。

交流活動地域推進事業では、障害のある児童生徒と地域社会の人々が、文化的活動や体育的活動、野外活動等を通して、実際にふれあうことにより、楽しい経験をしながら、相互に理解しあえることを目的としています。

なお、この事業に先立ち、平成7年度には、県立栃木養護学校が文部省から心身障害児交流活動地域推進事業の指定を受け、次のような実践研究を行いました。

交流実施状況

	交流相手	内 容
小学部	皆川地区老人会 第五福寿会	・「七夕集会」 ・グラウンドゴルフ
中学部	国際ソロプチミスト栃木 地元のハム製造会社	・「みんなでエアロビクス」 ・「ウィンナーソーセージ・ハム作り」
高等部	城山コーラス (地元の団体) 地元の歴史家 地元の農家の方	・「合唱・楽器演奏」 音楽の時間での交流 ・「皆川歴史散歩」 ・「みそ作り、たくあん漬けをしよう」
寄宿舎	都賀町レクリエーションクラブ	・「納涼祭、クリスマス会」 フォークダンス

「交流活動地域推進校」事業の成果と課題

交流教育の対象者や活動内容等の拡充に伴い、学校周辺地域との結びつきも密接になって、地域の人たちの障害のある子供や学校に対する理解が深まり、さりげない支援がよせられるようになりました。

また、他の盲・聾・養護学校でも、それまでの経験を活かしながら地域の人々とのふれあい活動を実践してきており、公民館の手話サークルの人たちとの活動、地域の祭りへの参加、地域グループとのゲートボールや田植え等と、各学校の地域性を生かしたものになっています。

ところで近年、障害のある人も地域の中で障害のない人と同じような生活ができる社会作りをめざす「ノーマライゼーション」の理念が浸透するようになり、交流教育の在り方についても、地域や学校の実態に応じて、多様で継続的な交流の一層の推進が求められるようになりました。

3 交流教育の新たな展開

文部省では、「特殊教育の改善・充実について - 第一次報告 - 」の中で、交流教育の充実の方策について、五つの具体的な事例をあげ、交流教育をより一層充実させていくためには、多様な交流を工夫するとが大切であるとしています。

この第一次報告の提言を受け、交流の対象者を限定することなく、交流教育を総合的に推進していくために、文部省では、「交流教育地域推進事業」を実施することになりました。

本県では、平成9年度から2年間にわたって、県立足利中央養護学校を上記事業の推進研究校に指定するとともに、10年度からは県単の事業として14校全校で「交流教育推進事業」を実施しています。

ここでは、県立足利中央養護学校で行われている交流教育地域推進事業について、その実践的な取り組みの概要を報告します。

1 「交流教育地域推進」事業の概要
研究テーマ

「開かれた学校と地域に生きる子どもたち」

実施内容・方法

地域に生きる子どもたちの具体化のために！

地域交流学習活動の実施

ア 学校間交流 従前から実施して
イ 学校周辺地域交流 いる交流活動

ウ 地区別交流

・児童生徒の居住地をもとにして、通学区域を9つの地区に分け、その地区ごとに地域の人たちとの交流活動を実施する。

- ・居住地周辺の公民館で、地元の人々の指導を受けながら一緒に郷土料理を作ったり、地域の小学校で一緒に遊んだりする。

P T A 地域交流活動

- ・P T A 地区活動を基本とした保護者の活動であり、地域の行事への参加や自主活動計画による活動を行う。

開かれた学校の具体化のために！

教育相談

- ・地域に開かれた学校を実現するために、学校のもつ教育機能を最大限に生かして、乳幼児の教育相談活動を行う。この相談活動を通して、障害児をもつ保護者に対する支援のほか、障害のある子供の教育についての理解啓発を図ることを目的とする。

ボランティアスクール

- ・一般の人々を対象に、学校主催のボランティアスクールを開催して、福祉に対する正しい理解や思いやりの心を培うとともに、障害児やその教育についての理解啓発を図る。

「交流教育地域推進」事業の成果と課題

児童生徒・教職員・保護者が一体となり、学校をとりまく地域社会と、協力しあって研究実践を行っています。地域社会と支え合い、少しずつ多様な交流活動が積み重ねられています。

また、学校自らが地域にはたらきかけ、主体性の高い、積極的な交流活動を行ってきました。さらに、社会一般の人々の理解と認識を深めるための、具体的な交流活動について、創意工夫を重ねているところです。

おわりに

盲・聾・養護学校における交流教育は、小・中学校等との学校間の交流教育に始まり、学校周辺の地域社会、障害児の家庭周辺の人々との交流へとその対象を拡大してきました。交流の対象が広がって、その形態は多様なものとなっても、めざすものは、人と人とが理解し合うことです。

交流教育は、心の変容を促す教育であり、その変容過程は一様ではありません。

障害のある子供たちには、「もう一度やってみよう」という意欲、人とかがわろうとする意欲を芽生えさせることや、自分の障害を受けとめ、障害のある者として、社会の中で生きていくことの基礎を育てていくことが必要です。

また、障害のない子供たちにとって、交流教育の成果をあげるためには、教師が子供たちの心の有り

様をしっかりと把握することが必要です。かかわり方の変容過程には、偏見、傍観、同情、共感、などがあります。教師として大切なのは、偏見をもつことはいけないことと評価したり、交流教育は効果がないと短絡的に判断したりするのではなく、その心情を事実として受け止め、その子供がどのように変わっていくのかを、楽しみに待てるような心のゆとりをもち、必要な時に適切に支援していくことであると思います。

交流教育が、多くの人たちの心の教育に寄与できることを期待してやみません。

ティータイム

ティータイムの効能

お茶の効能が話題になっています。

様々な種類のお茶が陳列棚の上に並び、「リラックスのために」とか「ダイエットに」などという広告も我々の目をひきます。

お茶には抗酸化作用があり、発ガンや老化を防ぐとか。また、聞くところによると、あの0-157にもその威力を発揮するというのですから、強い味方になりそうです。食事の後の一杯のお茶は大切なのですね。

さて、私にとって忘れられないお茶の効能とは？つい先日、計算をしていて、何度やっても数が合わないことがありました。「どうしてなんだろう」と思いながら「ああ、もうダメ！少し休もう」と、席を立ち、お茶を入れて飲みました。しばらく数字から離れ、ポーッと席に戻ると、+と-を間違えていたことに気づいたのです。

お茶の効能というよりも、ティータイムの効能かな？今、手を休めてこの「ティータイム」をお読みの皆さん、少しはお役に立ちましたか